

新宿区教育委員会会議録

平成29年第6回臨時会

平成29年10月25日

新宿区教育委員会

平成29年第6回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成29年10月25日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時42分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	委 員	今 野 雅 裕
委 員	古 笛 恵 子	委 員	菊 田 史 子
委 員	星 野 洋		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之
教 育 指 導 課 長	長 田 和 義	教 育 支 援 課 長	高 橋 昌 弘
学 校 運 営 課 長	菊 島 茂 雄	統 括 指 導 主 事	小 林 力
統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二	統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠
文 化 観 光 課 長	小 泉 栄 一		

書記

教 育 調 整 課 管 理 係 主 査	高 橋 和 孝	教 育 調 整 課 管 理 係	薬 袋 和 明
---------------------	---------	-----------------	---------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 3 9 号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(案)に関する意見について
- 日程第 2 第 4 0 号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第 3 第 4 1 号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 第 4 2 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

報告

- 1 新宿区文化財調査員の委嘱について (文化観光課長)
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成29年新宿区教育委員会第6回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、羽原委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いいたします。

○今野委員 はい。

○教育長 それでは、議事に入る前に、新たに就任された委員の御紹介と教育長職務代理者の指名について御報告いたします。

菊池俊之教育長職務代理者におかれましては、10月16日付で教育委員会委員の任期満了により、御退任されました。

菊池教育長職務代理者の御退任に伴い、平成29年第3回区議会定例会におきまして、星野委員を新宿区教育委員会委員として任命することの同意があり、10月17日付で区長から教育委員会委員の任命を受けられました。任期は、平成33年10月16日までの4年間です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで星野委員より一言御挨拶をいただきたいと思います。

○星野委員 着席にて失礼いたします。

このたび、教育委員に就任いたしました星野洋でございます。新宿区の中落合で小児科の診療所をやっております。生まれも育ちも中落合で、落合第一小学校、落合中学校のOBでございます。

小学校の学校医、あと学校保健会の理事、保育園、子ども園の園医を務めておりまして、医師会では学校保健、小児医療、小児保健等を担当しております。その経験をもとに、学校保健を中心に、新宿の教育に貢献してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

続きまして、羽原清雅委員を教育長職務代理者として指名いたしましたので、御報告いたします。

指名する期間は、平成29年10月17日から平成30年10月16日までです。

ここで、委員の皆様の議席の確認をしたいと思います。

新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は教育長が定めることとな

っております。本日、各委員がお座りの席を議席といたしますので、御確認をお願いいたします。

また、本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行としている事務について報告を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

本日の進行につきましては、初めに報告1の報告を受け、その後、日程第1 第39号議案に戻って順次進行するものといたします。

◆ 報告 1 新宿区文化財調査員の委嘱について

○教育長 それでは、報告1について事務局から説明をお願いいたします。

○文化観光課長 それでは、報告事項を1点させていただきます。

新宿区文化財調査員の委嘱についてでございます。

こちらは、文化財の保存及び活用に関しまして、教育委員会から文化財保護審議会に諮問されました事項について、基礎的な調査に当たるために、第18期の文化財調査員を委嘱いたしましたので報告いたします。

記書き以下になります。

1、設置の根拠ですけれども、記載のとおりになります。

2、定数ですが、10名ということです。

3、委嘱期間ですけれども、本年10月1日から平成31年9月30日までの2年間とさせていただきます。

4の委嘱理由ですけれども、17期の任期でございますが、こちらは平成29年9月30日をもって満了となったためでございます。

5、第18期文化財調査員名簿ということで、こちらのほうに10名の委員の方が紹介になっております。

まず、1人目ですけれども、石神裕之氏、考古学、歴史考古学が専門でございます。京都造形芸術大学芸術学部准教授でございます。今期で5期目になります。

2人目、井上裕一氏、考古学、日本考古学。早稲田大学教務部調査役で8期目になります。

3人目が大木真徳氏、歴史学、教育行政学。駒澤大学、目白大学非常勤講師でございます。こちらが新任になります。

4人目が岸本昌良氏、民俗学、日本民俗学。日本大学非常勤講師でございます。こちら

も新任になります。

5人目が國雄行氏、歴史学、日本近代史。首都大学東京都市教養学部教授でございまして、今回は5期目になります。

6人目が小林裕子氏、美術史学、彫刻史。京都橘大学文学部准教授で4期目になります。

7人目が田沢裕賀氏、美術史学、絵画史。東京国立博物館学芸研究部長でございまして、12期目になります。

8人目が西脇康氏、歴史学、日本近世史で、東京大学史料編纂所前近代日本史情報国際センター、学術支援専門職員で8期目になります。

廣瀬良文氏、歴史学、仏教史で、駒澤大学図書館ライブラリーアドバイザーで3期目になります。

最後になりますが、10人目、山岸吉弘氏、建築史学、日本建築史。日本大学工学部助教、4期目になります。

以上が報告になります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

いかがでしょうか。

○今野委員 第18期で、特にこの方々にお願いして調査する具体的なテーマは何かありますでしょうか。

○文化観光課長 文化財の調査員の調査につきましては、区内の文化財を区民ボランティアの文化財協力員の方々からも情報等をいただき、それを調査することになっております。

現在も調査しているものもありますけれども、これからまた文化財協力員の方々からもいろいろな情報が寄せられますので、それも参考にして調査をしていただくこととなります。

○教育長 ほかに何かございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 では、他に御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了いたします。

御苦労さまでした。

では、文化観光課長は退席させていただきます。

◎ 第39号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(案)に関する意見について

◎ 第40号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について

◎ 第41号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第42号議案 公の施設の指定管理者の指定について

○教育長 それでは、議事に入ります。

日程第1 第39号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について、日程第2 第40号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について、日程第3 第41号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、日程第4 第42号議案 公の施設の指定管理者の指定について、を議題といたします。

それでは、第39号議案から第42号議案までの説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第39号議案から第42号議案を御説明いたします。

お手元の概要をご覧ください。

第39号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてです。

本議案は、育児休業に関する制度変更に伴い、所要の改正等を行うものでございます。

今回の法改正によりまして、非常勤職員が子の2歳到達日まで育児休業を取得することができることとなったため、その条件として、子の1歳6カ月到達日に既に非常勤職員又はその配偶者が育児休業を取得していることと、子の2歳到達日まで非常勤職員として任用されていることを定めるものでございます。

次に、育児休業の取得と延長等について、保育所等の利用の申し込みを行っているが、その利用ができない場合についても、これを認める旨を明記するものです。

これにつきましては、従来から認めてきたものではありませんが、ただし、適用が「その他」という扱いになっていたものを国の動向を踏まえ、明確化を図るために具体的に明記するものです。

そのほか、規定整備として、育児休業を取得した非常勤職員の代替として、臨時に任用する職員自身は、育児休業の取得等ができない旨を規定いたします。また、その職員の任期を更新する場合は、あらかじめ本人の同意を得ることとするものです。

施行期日ですが、育児休業を取得した職員の代替として臨時に任用する職員に関する改正は、平成30年4月1日から。それ以外につきましては、公布の日からとするものです。

それでは、議案を1枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

1ページ目、第2条ですが、育児休業を取得できない職員の中に、第1号として育児休業

法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員となっております。育児休業を取得した非常勤職員の代替として、臨時に任用する職員を新設するものです。

そのほか第3号、アの（イ）で非常勤職員が子の2歳到達日まで育児休業を取得する場合は、その日まで非常勤職員として任用されることを条件として定めるものです。

その裏、2ページ後半から3ページ前半で、新たに第2条の4を新設いたします。

ここでは、非常勤職員が子の2歳到達日まで育児休業を取得する場合に、子の1歳6カ月到達日に既に非常勤職員又はその配偶者が育児休業を取得していることを定めるほか、その他の条件については、区規則に委任する旨を定めるものでございます。

3ページ目の後半では、第3条第6号に育児休業の再取得ができる場合として、保育所等の利用の申し込みを行っているが、その利用ができない場合を加えます。

同様に、4ページの中段、第4条のところに育児休業を再延長できる場合として、保育所等の利用の申し込みを行っているが、その利用ができない場合を加えます。

次に、第5条の2を新設し、育児休業を取得した職員の代替として臨時に任用する職員の任期を更新する場合は、あらかじめその職員の同意を得る旨を規定いたします。

4ページ最後から5ページの最初にかけて、第6条で定める育児短時間勤務ができない職員の中に、育児休業法第6条第1項の規定により、任期を定めて採用された職員となっていたものに、育児休業を取得した職員の代替として臨時に任用する職員を追加いたします。

最後になりますが、5ページの中段、第7条に育児短時間勤務を再承認できる場合として、先ほどと同様に保育所等の利用の申し込みを行っているが、その利用ができない場合を加えるものです。

1枚目にお戻りいただきまして、第39号議案の提案理由でございますが、新宿区職員の育児休業等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

それでは、議案概要にお戻りいただきまして、第40号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正についてです。

本議案は、学校教育法施行令の改正に伴い、新宿区立幼稚園条例第3条の引用条項を整理するもので、施行期日は公布の日でございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

これまで第3条で、学校教育法施行令第29条と引用していたものを第29条第1項と引用する条項を改めるものでございます。

第40号議案の提案理由ですが、学校教育法施行令の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、条例の改正を申し出るためです。

続きまして、第41号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてです。

こちらの議案も第40号議案と同様に、学校教育法施行令の改正等に伴い、新宿区立学校の管理運営に関する規則の引用条項を整理するもので、施行期日は公布の日でございます。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表のほうをご覧ください。

第3条と第3条の2で、学校教育法施行令第29条と引用していたものを第29条第1項と引用するよう改めるほか、都民の日条例について、第2条と引用条項を追加するものでございます。

第41号議案の提案理由ですが、学校教育法施行令の改正等に伴い、規定を整備する必要があるのでございます。

それでは、最後に第42号議案 公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。議案の裏面をご覧ください。

こちらは新宿区立女神湖高原学園の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定を行うものでございます。指定する団体の名称は、信州リゾートサービス株式会社で、主たる事務所の所在地は、記載のとおりでございます。

指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間です。

それでは、指定の経過と指定管理者の事業計画概要につきましては、教育支援課長より御説明いたします。

○教育支援課長 では、女神湖高原学園の指定管理者の指定につきまして、事業概要等について御説明をさせていただきます。

議案に添付しております説明資料をご覧ください。

今回、女神湖高原学園につきましては、現在第3期の指定管理期間、平成25年度から29年度までの5年間でございますが、こちらが満了することに伴いまして第4期の指定管理者を公募いたしまして、候補団体を選定したものでございます。

では、資料の記書き以降について御説明をさせていただきます。

施設名につきましては、新宿区立女神湖高原学園でございます。指定期間は、平成30年度から32年度までの3年間といたしております。

指定管理者の候補団体、こちらは先ほど教育調整課長からも説明がございましたが、信州

リゾートサービス株式会社、長野県北佐久郡の立科町に所在しております。女神湖高原学園から車で数分というような立地にある会社でございまして、現地の様子に詳しい事業者を今回選定いたしております。

4番に選定の経過を記載してございます。

まず、募集期間といたしまして、平成29年6月16日から7月21日まで。1カ月強募集を行いました。周知方法は、記載のとおりでございます。

(3)に記載がございしますが、6月23日に現地説明会を実施いたしまして、ここには7団体が参加をいたしまして、最終的に(4)に記載のとおり、2団体から応募があったといった状況でございます。この2団体を対象といたしまして、第1回選定委員会を9月4日に開催いたしました。

こちらの第1回の審査会につきましては、資料裏面をご覧くださいますと、③に内容として記載してございます。それぞれ応募団体から出された事業計画書等につきまして、内容の審査をいたしまして、いずれも事業内容が適当であるといった評価をいただき、この2団体が第2回の選定委員会に進んだといった経過でございます。

続きまして、第2回の選定委員会でございますが、こちらは10月5日に開催いたしました。内容につきましては、第一次審査を通過した2団体によるプレゼンテーションを行いまして、その後、選定委員の皆様から、団体へのヒアリングを実施いたしました。そのヒアリング、また質疑応答を経た上で、最終的に指定管理者候補団体の選定を行ったといった経過でございます。

選定委員会の構成でございますが、まず外部の有識者として、公認会計士の方に1名、それから社会教育委員の方1名に御参加いただいております。

また、女神湖高原学園につきましては、学校の利用が多いということで、小学校長1名、中学校長1名に参加いただいております。そのほかに内部委員ということで、区の管理職が2名参加しております。

では、次の資料をご覧ください。こちらが第一次、第二次の選定審査の評価基準となっております。

まず、先ほど申し上げましたとおり、第一次審査が事業者から提案されました事業計画書の審査、第二次審査がプレゼンテーション及び質疑応答による総合的な評価ということで進めてまいりました。これに提案された指定管理料、こちらを点数化したしまして、これも加算しまして最終的に事業者を決定するといった方法で審査を行っております。

こちらの資料の3番に審査基準・項目として、第一次審査、こちら6人の選定委員がそれぞれ150点ずつ配点されておりまして、総合900点ということで審査を行っております。

項目としましては、1番から11番まで記載のとおりでございますが、施設運営の基本理念、それからサービス提供、それから受益者負担の原則に基づく利用料金とサービス等の項目に加えまして、収支計画及び経費削減の考え方、また労働環境の維持に関するもの、また、危機管理等に関するものと、総合的に施設管理について、この事業計画書を評価したものでございます。

資料裏面をご覧くださいますと、二次審査について御説明しております。

二次審査がプレゼンテーション及び質疑応答を経まして、こちら(1)から(4)に記載のとおりでございます。明確なビジョンを持っているか、また、提案内容に具体性・実現性があるか、委員からの質疑に対する受け答えが的確であるか、全体を通して熱意・意欲が感じられるか、こういった観点を、これも審査員お1人当たり150点、全体で900点ということで評価しております。

ここに価格見積金額による評価を200点満点といたしまして、これを加えた合計で2000点満点の中で評価をいたしまして、今回事業所を選定しているものでございます。

資料の最後のページが第一次審査と第二次審査の結果をまとめたものとなっております。

資料をご覧くださいますと、S-1と書いてあるほうが信州リゾートサービス、今回候補団体に選定された事業者でございます。S-2がフジランド、現在の指定管理事業者でございます。

全体の評価について、御説明させていただきます。

まず、第一次審査の1番、基本理念。それから2番のサービス提供、3番の受益者負担の原則に基づく利用料、それから、8番の提案事業。その他稼働率の向上に向けた数値目標等ということで10番の項目がございます。こういったところが主に利用者の児童・生徒、あるいは区民の利用に関する部分でございます。

S-1社とS-2社を比較していただきますと、それぞれの項目によっていずれかが若干高いといったことがございますが、こういったサービスの提供については、S-2の現行事業者も高い信頼を得ている一方、S-1の信州リゾートサービスにつきましても、現地事業者という強みを生かしまして、大変魅力的な提案があるといった評価を評価委員の皆様からもいただいているところでございます。

その他、施設の維持管理に関する考え方、それから収支計画等に関する考え方では、信州

リゾートサービスのほうが特に収支計画の部分等についてより低価格での提案をしてきております。全体としましては、第一次審査で合計点が616点对593点ということで、信州リゾートサービスが上回っている状況でございます。

次に、第二次審査でございますが、こちらは先ほど申し上げました4点について、それぞれ評価をしておりますが、ここでも信州リゾートサービスから非常に具体的な提案がございました。そういったことを加味いたしまして、第二次審査の合計が688点对666点ということで、今回の候補団体のほうが上回っている状況でございます。

そして、価格の評価が200点对170点となっており、これを加味いたしまして、第二次審査の合計点、第一次審査の点数と第二次審査の点数と、それから価格の点数を合計したものでございますが、これが1504点对1429点ということで、信州リゾートサービス株式会社が候補団体となっております。

説明については以上でございます。

○教育調整課長 最後になりますが、第42号議案の提案理由です。

新宿区立女神湖高原学園の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

では、第39号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

○菊田委員 この改正に伴って、対象となる方はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○教育調整課長 対象となる職員につきましては、非常勤職員で子を養育している方ということになるんですが、今現在非常勤職員の中で育休を取得している職員につきましては、2名いらっしゃいます。1名が子ども園で勤務をされる方、もう1名が教育センターで勤務をされている方ということでございます。

ただ、どちらの職員も、まだ育児休業が1年に到達していない状況の中ですので、現行では1年6カ月まで取得が可能ということでございますから、今後6カ月の間で本日のこの改正がされた場合には周知を図って、さらに6カ月の延長されるのかどうかの御希望などを伺っていきたく思っております。

○教育長 ほかに何か御質問等はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 では、私から質問をよろしいでしょうか。

ここに代替として臨時に任用する職員については、育児休業が取得できないとなっていま

す。ということは、臨時的に任用する職員についても、育児休業や育児のための短時間勤務というのは認められているのでしょうか。

○**教育調整課長** 今回の改正につきましては、対象が非常勤職員ということでございます。非常勤職員は業務に必要なために雇用しているわけでございますので、その方が育児休業をとられた、その代替として雇用する方がまた育児休業をとられるような形になりますと、これは永遠と続く話になってしまいますので、あくまでも育児休業のためにお休みをしている方の代替で任用する非常勤職員につきましては、育児休業をとれないということを定めるもので、一般的な臨時勤職員についての規定をしているわけではございません。

臨時職員についての育児休業取得に関する規定はないと認識しております。

○**教育長** ほかに何か御質問等なければ。

では、第39号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** ありがとうございます。

では、第39号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第40号議案について御意見、御質問をお願いいたします。

○**菊田委員** 学校教育法施行令の改正とありますが、内容を説明していただけますでしょうか。

○**教育調整課長** 今回の学校教育法施行令の改正内容でございますが、これまで第29条におきましては、学期及び休業日につきまして、市区町村が設置する学校にあつては、その市区町村の教育委員会が定めるというものでございました。

今回の改正で、ここに休業日に家庭及び地域における体験的な学習活動、その他の学習活動のための休業日というのが新たにつけ加えられ、取得に当たってはという注意書きというか、取り組みの内容が第29条の2項ということで定められたものです。また、併せて、これまでの休業日に関する規定につきましては、第29条の第1項ということで、引用条項を改めたものでございます。

○**菊田委員** ありがとうございます。

○**教育長** ほかに御質問等はございますでしょうか。

例えば、2020年のオリンピックの開催日を教育委員会が休みとして指定するというのが第29条の2でできるということになるのでしょうか。

○**教育調整課長** 定めをすることは、基本的には可能だと思います。

ただし、休みを設けるということは、その分授業日数が削られます。例えば現在のこの教

育法施行令を使って休業日を設けているのがお隣の渋谷区などがございますが、渋谷区ではもともと2学期制をとっておりましたので、夏休みの終わりの部分で日数を短縮して、それを秋に持ってきて、秋期の休業日を2日間設けまして、あとは10月10日、11、12の連休を加えた休みとして設定していることがございます。

どちらにしましても、休みを新たに設ける場合には、他の休みを持ってくるか、または、新たに設けるのであれば、授業日数をどこかでその分賄わなければならない状況になるかと思えます。

○教育長 第40号議案については、ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 なければ、第40号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

では、第40号議案を原案のとおり決定いたしました。

次に、第41号議案について御意見、御質問をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 では、第41号議案について御質問なければ、討論、質疑を終了いたします。

第41号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 では、第41号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第42号議案について御意見、御質問をお願いいたします。

○今野委員 応募された団体が2団体あって、こういう形で審査が終わりましたということで、わかりました。この第一次審査の際の2団体を比べてみると、一番大きく差がついたのは、5番目の収支、経費の部分だと思います。

そして、最後に価格設定についてまた審査があって、点数を加えたということで、差が大きくなったとも思います。多分選ばれたところが安いということだろうと思いますが、何か価格が重要視され過ぎていないかという、そういった印象を持ちましたが、いかがでしょうか。

○教育支援課長 今回の審査に当たりましては、御指摘のとおり、価格についても重要な構成の要素の一つとして把握をしているところでございます。

ここで両者の点差が大きく開いているといったことも御指摘のとおりでございますが、全

体といたしましては、例えば先ほど御指摘のあった5番の部分ですが、これは第一次審査が900点満点のところ、6人の委員の方を合計いたしまして90点ということで、1割程度でございます。その他の1番の基本理念であるとか、あるいは2番の利用者サービスの提供、それから3番の受益者負担の原則に基づく利用料、それから4番の施設の維持管理、こういったところと同等程度の点数ということになっております。

審査委員会の中では、価格だけではなくて、先ほども少し御説明させていただきましたが、利用者サービスの部分について、審査員の皆さんに御確認をいただきまして、最終的な評価をいただいたといった経過でございます。

○**教育長** ほかに何か御質問ございますでしょうか。

○**古笛委員** 今回選定された事業者ですが、地元企業で意欲を感じられるということで、結構なことかと思えます。類似施設の管理運営というところでは、同じような施設運営の実績という御経験はあるのでしょうか。

○**教育支援課長** こちらの事業者は、先ほど御説明させていただきましたとおり、立科町に所在しており、別荘などの建物管理のほかに、佐久市に望月少年自然の家という施設がございまして、そちらの管理等も行っている団体でございます。

また、直近ですと、女神湖高原学園の隣に相模原市の施設がございまして、昨年度末に閉鎖をしていますが、こちらのほうも指定管理者として長く管理をしていたと聞いております。

現行事業者のほうがその他にも多くの施設を管理しているということで、現行事業者のほう点数が高くなっておりますが、今回選定した事業者につきましても、そういった施設の管理の能力であるとか実績、これについては十分であると認識しております。

○**教育長** ほかにございますでしょうか。

○**星野委員** 第一次審査の利用者サービスの(2)学校利用者への食事サービスについてです。この項目にアレルギー等の項目があって、この2点の差というのが少し気になります。安全を考えると、アレルギー等は考えていただかなければいけないかと医者としては思いますが、いかがなものでしょうか。

○**教育支援課長** おっしゃるとおり、学校の利用に当たり、アレルギー対応は大変重要な要素であると我々も考えているところでございます。

今回、先ほど申し上げましたとおり、このS-2、フジランドが現行の事業者でございまして。これまで10年間、この施設を管理する中で、教育委員会事務局とも協議をしながら、アレルギー対応については見直しを行ってきました。そういった部分では非常に高い信頼を得

まして、今回このような点差がついている部分でございます。

しかしながら、我々としても現行事業者と一緒に現在の体制をつくってきたといったこともございますので、新たな事業者にもしっかりと引き継がせて、今後も安全については万全な体制を維持していきたいと考えております。

○教育長 ありがとうございます。

点数ではあらわれないところが1点でも相当違うという話になってしまいますからね。ほかにございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御質問等ないようであれば、第42号議案ですけれども、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

では、第42号議案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 2 その他

○教育長 次に、報告2その他ですが、事務局から報告事項はございますか。

○教育調整課長 この場で訂正をお願いいたします。先ほど第40号議案の御質問で、例えばオリンピックに関係して新たな休業日を設ける場合の教育長からの御質問に対して、それは設定できるということについては変わりはありませんが、今回の東京オリンピック、例えばこの体験的な学習活動ということでオリンピックを見に行くというふうにお考えだとすると、今回のオリンピックの開催が7月24日の金曜日から8月9日の日曜日の間ということで、ちょうど夏季休業期間中でございますので、それが適用されると思います。

また、そのほかに例えば休業日を設定した場合に、本来学習の時間等の調整が必要ということを申し上げましたが、先ほど教育指導課長にも確認しましたところ、必ずしもそうではなく、そのままお休みとして設定することも可能であるということでございます。

なお、ここで設定する休業日につきましては、単年度限りというようなことはなかなか難しく、整理が必要だと思います。そういったこともございますので、改めて休業日を設定する場合には恒久的なものとしてお考えいただいたほうがよろしいのかなというものでございます。

○教育長 反対に言えば、夏季休業日をやめて、その日に何月何日に学校に出てきて、みんなでオリンピックの入場行進を見ようというふうなことも可能ということですね。

○教育調整課長 休業日の設定については、教育委員会が定めるとしておりますので、出てくるという登校日として捉えていくのか、休業日としては捉えないということで考えるのか、そういった設定も規定の中では可能だと認識しております。

○教育長 他に報告事項はありませんでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了して、本日の教育委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 3時42分閉会